

船舶事故調査報告書

令和3年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年3月19日 21時22分ごろ
発生場所	広島県呉市音戸瀬戸南口付近 音戸灯台から真方位173°680m付近 (概位 北緯34°11.6′ 東経132°32.3′)
事故の概要	貨物船松浦丸は、南進中、また、プレジャーボートフリート号は、北進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和3年3月22日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 松浦丸、199トン 141657、個人所有 B プレジャーボート フリート号、5.0トン 270-49289広島、株式会社フリート
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海） B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部に擦過傷 B 左舷船首側外板部に亀裂等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 約1.2ノット（kn）の南流
事故の経過	A 船は、船長Aほか2人が乗り組み、空船で、航海灯を表示し、船長Aが音戸瀬戸南口灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）を左舷側に見て（本件灯浮標の西側）航行しようとし、約9.0knの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により南進中、同瀬戸南口付近を西進するB船の灯火を認めたので、B船を注視しながら航行した。 船長Aは、B船が本件灯浮標の南西方沖で右転して北進しだしたので探照灯で注意喚起を行った後、B船を避ける目的でB船と右舷対右舷で航過しようとして少し左舵を取って航行した。 A船は、B船が急に右転してA船に接近してきたので汽笛を吹鳴するとともにB船を避けようとして減速して左舵を取ったものの、A船の右舷船首部が右転して来たB船の左舷船首側外板部に衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人2人を乗せ、航海灯を表示し、船長BがGPSプロッター画面に残った往路の航跡上を航行すれば安全に帰航できると思い、同画面を見ながら本件灯浮標の南方沖で約10knに減速し、本件灯浮標を右舷側にして音戸瀬戸を北進した。

	<p>船長Bは、知人から他船が近づいていると言われて船首方を見たところ、至近にA船が見えたのでA船を避けようと右舵を取ったものの、B船がA船と衝突した。</p> <p>音戸瀬戸は、海上交通安全法第25条第2項に基づき経路指定されており、南航又は北航する総トン数5トン以上の船舶は、本件灯浮標を左舷側に見て航行するようになっていた。</p> <p>船長Bは、音戸瀬戸の経路指定を知っていたが、本事故当日、初めての夜間航行であり、GPSプロッターに残った往路の航跡上を航行することに集中していたので経路指定を失念し、また、A船の汽笛及び探照灯にも気付かなかったと、本事故後に思った。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、本件灯浮標を左舷側に見て航行しようとして南進中、船長Aが、船首方に北上して来るB船を認め、探照灯でB船に注意喚起を行い、左舵を取ってB船と右舷対右舷で航過しようとしたが、B船が右舵を取って接近して来たので汽笛で注意喚起を行い、B船を避けようと減速して左舵を取ったものの、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、本件灯浮標を右舷側にして北進中、船長Bが、GPSプロッター画面に残った往路の航跡上を航行すれば安全に帰航できると思い、同画面に意識を向けて航行したことから、本件灯浮標を左舷側に見て航行することを失念し、また、A船に気付くのが遅れ、右舵を取って避けようとしたものの、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>音戸瀬戸では、海上交通安全法第25条第2項に基づき、南航又は北航する総トン数5トン以上の船舶は、本件灯浮標を左舷側に見て航行するようになっていた。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、音戸瀬戸で南航又は北航する総トン数5トン以上の船舶が本件灯浮標を左舷側に見て航行するように経路が指定されている中、A船が、本件灯浮標を左舷側に見て航行しようとして南進中、B船が本件灯浮標を右舷側にして北進中、船長Bが、GPSプロッター画面に残った往路の航跡上を航行すれば安全に帰航できると思い、同画面に意識を向けて航行したため、本件灯浮標を左舷側に見て航行することを失念し、また、A船に気付くのが遅れ、右舵を取って避けようとしたものの、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音戸瀬戸を航行する5トン以上の船舶は、GPSプロッター画面に残った往路の航跡上を航行しようとしてせず、海上交通安全法で指定された経路に従って航行すること。 ・船長は、GPSプロッターだけに頼るのではなく、目視により他船がないか確認して航行すること。